こ 支 障 140号 障発0531第5号 令和6年5月31日

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

> こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害児通所支援事業者等の指導監査については、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」(平成26年3月28日障発0328第4号)に基づき、実施されているところであるが、今般、別紙の「主眼事項及び着眼点等(指定医療型児童発達支援)を削除し、その他の「主眼事項及び着眼点等」を別添のとおり改正し、令和6年5月31日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。